

梅美台6丁目自治会会則

木津川市梅美台6丁目に居住する住民は、相互の連帯を深め、望ましい住民自治の高揚を目指し、住民のための街づくりを推進するため、自治会を発足し、ここに会則を定める。

第1章 総則

第1条（名称）本会を梅美台6丁目自治会（以下「本会」と称する。

第2条（目的）本会は、会員相互の親睦と福祉、健康増進を図るとともに、本会内外の諸団体と協力、協調のもと、地域生活環境の整備や防災などに努め、住民の街づくりを進めることを主たる目的とする。

第3条（構成）本会は木津川市梅美台6丁目に住所がある世帯、事業所をもって構成する。

1世帯、1事業所につき1会員とし、1投票権を持つものとする。（世帯数が複数あり、会員が希望する場合はその世帯ごとに1会員とし、1投票権を持つ）

第4条（事務所）本会の事務所は会長宅に置く。

第5条（活動内容）本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 会員総合の親睦と連絡協調に関する事項
- 2 環境の保全、衛生、文化及び福利厚生の上昇に関する事項
- 3 防犯、消防、防災に関する事項
- 4 行政、公共機関及び他地域との連携と協調に関する事項
- 5 その他、本会の第2条の目的達成に必要な事項

第2章 機関

第6条（機関）本会には、次の決議及び執行機関を置く

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 例会（班長）＋役員

上記の会の開催時には、会議録を作成し、保管する。保管期間については、別に細則で定める

第7条（総会）総会は、本会の最高議決機関であり、運営は次の通りとする

- 1 定期総会は、毎年3月に会長が招集し開催する。
- 2 総会の定数は、会員の過半数とし、委任状を認め定数に加える。
- 3 司会進行は会長が行う（他役員による代行も可）
- 4 議長は、出席会員の中から選出する。候補者がいない場合は会長が依頼する。
- 5 総会の決議は出席会員の過半数で決し、賛否同数の場合は議長が決める。但し、会則の改廃・追加制定については、出席会員の3分の2以上の賛成が必要である。尚、委任（状）は白紙委任であり、総会決議には全て従い、後刻の意義申し立ては一切認められない。
- 6 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または、会員の3分の1以上の要求があったとき、1

ヶ月以内に会長が招集し、これを開催できる。

- 7 総会は次の事項を決議する。
 - ア 予算及び会計決算の承認
 - イ 活動計画及び活動報告の承認
 - ウ 会則の改正に関する事項
 - エ 役員の改選に関する事項
 - オ その他、本会運営に関する重要事項

第8条（役員会）役員会は、本会の執行機関であり、総会の決議事項を処理執行し、緊急事項を決議、執行できる。また、役員は相互の連絡を密にし、本会の円滑な運営を目指す。

- 1 役員会は、原則として、年4回以上の開催とする。
- 2 役員は会長、副会長、会計担当、行事担当、広報担当役員を置く。
- 3 役員会は次の事項を決議、執行する。
 - ア 活動計画の進捗状況及び必要な修正計画
 - イ 当該個別活動についての具体的な推進計画
 - ウ その他、本会運営に関する準重要事項及び緊急事項

4 前項の決議事項は原則として総会で報告及び承認を要する。

第9条（役員）役員の名称、任務及びその任期は次の通りとする。

- 1 会長（1名）は、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の任務を代行する。
副会長は、環境及び防犯担当ならびに書記及び広報を担当するものをおく。
- 3 会計（1名）は会費の徴収、管理、出金を行い、会計出納簿及び会計報告書を作成する。
- 4 行事担当は各行事の企画運営を担当する。
- 5 広報担当は自治会の広報を担当する。
- 6 次年度の会計担当役員は、定期総会前に会計が作成した会計決算報告書の監査を行う。
- 7 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、会計担当を除き、再任を妨げないが、当該者は再任として選出されることを辞退できるものとする。
また、細則で定める特別な事情がある場合において、辞退または、延期の申し出ができるものとする。
- 8 班長は自治会運営を効率的に行うため各班に1名をおくものとする。
 - ア 班長は各班によって班長順番表を定め、年次毎に選任されるものとする。但し、再任は妨げない
 - イ 新たな入居者（入会者）があった場合には、班長順番表の末尾に加えていくものとする。
 - ウ 班長は各班の自治会費を徴収し、班ごとに集計された会費を会計担当役員に収めるものとする。

第10条（選任方法）本会の役員の選任方法は次の通りとする。

- 1 会長以外の役員の選出は原則前年度班長から選び、毎年3月に行う総会でこれを承認する。
- 2 役員の選出基準日は毎年4月1日（以下「基準日」という。）とする。

第3章 会 計

第11条（会費）

- 1 会費は、1会員について3箇月1,000円とし、4月、10月の2期（各々2,000円）にわけて納める。なお、4月に年会費4,000円を支払うことも可とする。

- 2 本会に入会する場合は、入会月の翌月から会費を納める。
- 3 本会を退会する場合は、退会月分の会費を納め、前納分がある場合には残りの会費の返金を受ける。

第12条（寄付金等）本会は、寄付その他の補助金を受け取ることができ、本会の運営費用に充当する。

第13条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月から翌年3月までとする。

第14条（報告）会計決算報告は、毎年3月の定期総会前会計監査を経て、定期総会でその報告を行う

第15条（社会福祉協議会への寄付金）本会は、社会福祉協議会から寄付の依頼を受けた場合、1回につき5000円の寄付を行うものとする。

附則

第1条（施行期日）この会則は平成27年3月22日から施行する。

第2条（細則）役員会は、必要がある場合、会則の細則を定めることができる。役員会が細則の制定、改廃をしたときは、次の総会に報告する。

附則

この会則は平成30年4月1日から施行する。

梅美台6丁目自治会細則

第1条（議事録保管期間）会則第6条に定める会議録の保管期間は5年とする。

第2条（特別な事情）会則第9条第7項に定める特別な事情とは次の通りとする。

- 1 会則第10条第2項により選出された会員（以下「選出者」という。）で、その世帯全員が会則第9条第5項に定める役員の任期中に75歳に達する場合。
- 2 選出者の本会への加入通算期間が1年未満であるとき。
- 3 前二項以外で、選出者が延期の申し出をする場合は、延期理由を明確にし、当該選出者以外の選出者及び前年度の役員が了解した場合には、延期できるものとする。ただし、延期の期限は基準日から翌年の3月31日までとする。

第3条（立候補）会長選出において立候補者が役員の定数を超えた場合は、現役員と立候補者の話し合いにより選出するものとする。